

議案第 19 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

都市計画法が改正され、同法に定める用途地域として田園住居地域の区分が新たに設けられたことを踏まえ、日影による中高層の建築物の高さの制限に関する地域又は区域の区分に田園住居地域を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>(対象区域等の指定)</u></p> <p>第57条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の(ア)欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる区域とし、同項の規定により指定する法別表第4(ろ)欄の制限を受ける建築物は、次の表の(ウ)欄に掲げる建築物とし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さは、同表の(エ)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する法別表第4(に)欄の号は、次の表の(オ)欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">(ア)</th> <th style="text-align: center;">(イ)の欄から (オ)の欄まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域又は区域</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(ア)	(イ)の欄から (オ)の欄まで	地域又は区域	(略)	<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域</u>	(略)	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで	(略)	<p><u>(対象区域及び日影時間等の指定)</u></p> <p>第57条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の(ア)欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる区域とし、同項の規定により指定する法別表第4(ろ)欄の制限を受ける建築物は、次の表の(ウ)欄に掲げる建築物とし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さは、同表の(エ)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する法別表第4(に)欄の号は、次の表の(オ)欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">(ア)</th> <th style="text-align: center;">(イ)の欄から (オ)の欄まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域又は区域</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(ア)	(イ)の欄から (オ)の欄まで	地域又は区域	(略)	<u>第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</u>	(略)	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで	(略)
(ア)	(イ)の欄から (オ)の欄まで																
地域又は区域	(略)																
<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域</u>	(略)																
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで	(略)																
(ア)	(イ)の欄から (オ)の欄まで																
地域又は区域	(略)																
<u>第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</u>	(略)																
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の部から用途地域の指定のない区域の部まで	(略)																

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。